

投資顧問（助言）契約 のご案内

（お客様保存用）

このご案内は、金融商品取引法第37条の3に基づく、「契約締結前交付書面」として作成されたものです。お客様におかれましては、本書面の内容を十分に理解されたうえで、お取引くださいますようお願い申し上げます。

この書面をよくお読み下さい。

投資助言・代理業者

クロスリテイリング株式会社

商号等	クロスリテイリング株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2267号
本店所在地	〒101-0032 東京都千代田区岩本町1-3-1
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成21年7月
連絡先	03-4530-3919

■投資顧問契約の概要

- ① 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- ② 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。
- ③ 分析者・投資判断者 山口 孝志（営業部）
- ④ 助言者 山口 孝志（営業部）
- ⑤ 助言対象有価証券は、主に国内外の株式及び為替、金利、債権、株式などを原資産とする金融派生商品並びに国内外の集団投資スキーム持分（以下、「ファンド」といいます。）を対象として、その情報、分析による投資判断に関して、各会員区分に応じてインターネット・メール等により助言を行います。

■報酬体系

契約期間は各会員区分に応じ、お客様と当社との双方に異議がなければ、自動的に更新するものとします。次ページの報酬算出根拠に従い算出するものとしますが、報酬金額の増減が必要となった場合は、最低1ヶ月前に会員へ通知するものとする。

手数料（報酬）・その他費用の概要

① 投資顧問契約による報酬

投資顧問契約により、助言対象有価証券の価値の分析又はこれらの価値の分析に基づく投資判断に関し、次の会員区分に従い助言を行い、お客様から、会員区分に基づいて助言報酬を頂きます。

会員区分	報酬額	助言の方法等
メール会員 (メール配信による助言)	月額19,800 円	原則として毎日（国内の金融商品取引所の休業日を除く。）1回以上、銘柄売買の指示、助言を行います。
一般会員 (自動売買ソフトによる助言)	月額19,800 円	当社が開発した投資分析ツール等のコンピュータソフトウェアの提供、使い方の伝授及び随時銘柄指示、助言を行います。

注：上記の報酬額は、すべて消費税を含みます。

会費・報酬の支払いについて

報酬の支払時期は、各会員の選択により、契約締結時にクレジット決済又は契約締結後、7日以内に当社の銀行口座へ振り込むことによりお支払い頂きます。なお、投資顧問契約を更新する場合の報酬の支払い時期についても同様にお支払い頂きます。

また、助言の内容及び方法並びにその回数、報酬体系等、報酬の支払時期については、原則として上記の方法によるものとしますが、運用方針、運用対象・助言方法等、特段の事情がある場合には、協議により上記と異なる方法を取る場合があります。

顧客の債権の優先弁済権について

当社と投資顧問契約を締結しているお客様は、その投資顧問契約により生じた債権に関し、当社が金融商品取引法に基づき差し入れている営業保証金について、他の債権者に優先して弁済を受けることができます。

投資顧問契約の締結にあたってのリスクについて

当社が債務超過又は支払不能に陥り、当社につき破産、民事再生等の倒産手続きの申立てがなされた場合には、金融商品取引法に基づく投資助言・代理業務の円滑な遂行が不可能になる可能性があります。

有価証券等に係るリスクについて

① 株式

(1) 株価変動リスク

株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。

(2) 株式発行者の信用リスク

市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

② 外国株式

上記に加え、為替の変動により損失を被ることがあります。

③ 国内債券

(1) 価格変動リスク

債券の市場価格は、金利の変動等により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。また、債券発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。一方、債権によっては、期限前に償還されることがあり、これによって投資元本を割り込むことがあります。

(2) 債権発行者の信用リスク

市場環境の変化、債権発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

④ 株価指数先物取引

株価指数先物の価格は、対象とする株価指数の変動等により上下しますので、これにより差損を生じることがあります。また、その損失は証拠金の額だけに限定されず、証拠金の額を上回る損失を被る可能性もあります。また、お取引いただく期間には制限がありますので、ご注意ください。

⑤ 株価指数オプション取引

株価指数オプションの価格は、対象とする株価指数の変動等により上下しますので、これにより差損を生じることがあります。また、その損失は証拠金の額だけに限定されず、証拠金の額を上回る損失を被る可能性もあります。また、お取引いただく期間には制限がありますので、ご注意ください。

⑥ ベンチャーファンド

(1) 価格変動リスク

ベンチャーファンドは、元本および分配金等が保証されている商品ではありません。ベンチャーファンドの純資産額は、保有する株式の値動きや銘柄入れ替え等により大きく変動する可能性があります。

(2) 信用リスク

未公開企業については、一般的に上場企業と比較して財務状況等が脆弱であり、未公開企業に投資するベンチャーファンドは、上場株券のみに投資するファンドに比べて大きなリスクを有しています。

(3) その他の留意点

ベンチャーファンドの市場価格は市場の需給等を反映して変動するので、必ずしも市場価格とベンチャーファンドの一口当たり純資産額は一致しません。金融商品取引所が定める基準に抵触する場合、上場廃止になることがあります。

⑦ 信用取引

(1) 価格変動リスク

信用取引を行うにあたっては、株式相場、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券等の裏付けとなっている株式、債券、不動産、商品等（以下「裏付け資産」といいます。）の価格や評価額の変動に伴い、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。また、その損失の額が、差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。

(2) 信用リスク

信用取引の対象となっている株式等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況の変化が生じた場合、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。また、その損失の額が、差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。

⑧ 外国為替証拠金（店頭金融先物）取引

(1) 価格変動リスク

外国為替証拠金取引の売買等にあたっては、各国の政治・経済・社会情勢、金利政策、株式相場、不動産相場、商品相場等の様々な要因に伴い、為替レート（通貨交換比率）が変動することによって損失が生じるおそれがあります。

また、外国為替証拠金取引は、少額の保証金で当該保証金の額を上回る取引を行うことができることから、時として多額の損失が発生する可能性があります。したがって、投資対象通貨ペアの為替レートが予想とは反対の方向に大きく変動し

た場合、短期間で多額の損失が生じることがあり、その損失は、当初預け入れた保証金の額を上回るおそれがあります。

(2) 信用リスク

外国為替保証金取引は、一定の保証金を金融商品取引業者に預託して行う取引です。このため、当該金融商品取引業者に信用不安が生じた場合は、預託された保証金の一部または全部が返還されないまたは精算金が支払われない等のリスクが生じることがあります。なお、外国為替保証金取引に関する保証金は、金融商品取引法上の投資者保護基金の対象外です。

(3) 為替レート変動リスク

外国為替市場には値幅制限がありませんので、為替レートの変動が予想を上回り、保証金の額以上の損失が発生する可能性があります。

損失を限定することを目的とした逆指値注文では、為替レートが急激に変動することによりお客さまの意図した価格と乖離した価格で約定し、損失を被る可能性があります。

お客さまが保有するポジションのロスカット（強制反対売買）を行った際、相場の状況によっては、ロスカット基準のレートと大きく乖離したレートで約定することがあり、預入保証金額以上の損失となる可能性があります。

(4) レバレッジによるリスク

レバレッジ効果により少額の保証金で、保証金の数倍の取引を行うことができることから、損失が発生した場合には、その損失は保証金の一部もしくは全部にとどまらず、保証金の額以上となり、未清算額をお支払いいただく可能性があります。

(5) 金利変動リスク

ロールオーバー時に2通貨間の金利差（スワップポイント）の受払いが発生します。金利の高い方の通貨を買った場合は金利差相当額を受取り、金利の高い方の通貨を売った場合は支払います。スワップポイントは、各国の市場金利に影響され日々変動します。

(6) 取引レート誤表示に関するリスク

外国為替保証金取引は、お客さまの注文を金融商品取引業者が取次先業者に取次ぎして相対取引を行いますが、取次先業社の提示した取引レートに誤りがあり、それにより注文が約定した場合には、お客さまに事前の連絡をすることなく反対売買等を行うことにより修正処理されることがあります。この際、お取引状況によりましてはお客さまに損害が発生する可能性があります。

(7) インターネット取引システムのリスク

外国為替保証金取引はインターネットを利用した電子取引となるため、金融商品取引業者、取次先業者、第三者が所有する通信回線およびシステム機器に障害が発生した場合は、取引および金銭の支払や受取に際して支障をきたす可能性があります。

ります。

また、ID、暗証番号等の情報が漏洩、窃盗され、第三者に悪用されることにより、お客さまに損害が発生することがあります。

クーリング・オフの適用（契約解除に関する事項）

この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いは、次のとおりです。

(1) クーリング・オフ期間内の契約の解除

- ① お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。
- ② 契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。
- ③ 契約の解除に伴う報酬の清算は、次のとおりとなります。
 - ・投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合：投資顧問契約締結のために通常要する費用（封筒代、通信費代等）相当額を頂きます。すでに入会金等をお支払頂いている場合には、入会金等の顧問料全額を返還します。又、契約解除に伴う損害賠償、違約金の請求は致しません。
 - ・投資顧問契約に基づく助言を行っている場合：日割り計算した報酬額（契約期間に対応する報酬額÷契約期間の日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ）を頂きます。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた一円未満の端数は切り捨てます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返し致します。又、契約解除に伴う損害賠償、違約金はいたしません。

(2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

- ① クーリング・オフ期間経過後は、契約を解除しようとする日の1ヶ月前までの書面による意思表示で契約を解除できます。契約解除の場合は、解除までの期間に相当する報酬額として日割り計算した額を頂きます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返し致します。

■ 租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、株式売買に対する課税、有価証券等から得る配当・利子等への課税が発生します。

■投資顧問(助言)契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ① 契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます。）
- ② クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間契約後において、お客様からの書面による契約の解除の申出があったとき
- ③ 当社が、投資助言業を廃業したとき

■禁止事項

-ご注意-

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ① 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと
 - * 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
 - * 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
 - * 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - ・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
 - ・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
 - * 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理
- ② 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客からの金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること
- ③ 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付の媒介、取次ぎ、代理を行うこと

■当社の概要

当社は、金融商品取引法に定める投資助言・代理業を行う金融商品取引業者です。

商号	クロスリテイリング株式会社
本店所在地	〒101-0032 東京都千代田区岩本町 1-3-1
設立年月日	平成 21 年 7 月 23 日
資本金	10 万円
行っている業務の種別 や主な業務等	投資助言・代理業
投資助言・代理業登録番号	関東財務局長（金商）第 2267 号
代表者の役職・氏名	代表取締役 山口孝志 代表取締役 中戸大修
役員の氏名	代表取締役 山口孝志 代表取締役 中戸大修
主要株主	山口孝志・中戸大修・原誠
分析者・投資判断者	山口孝志
助言者	山口孝志
当社への連絡方法	〒101-0032 東京都千代田区岩本町 1-3-1 TEL：03-4530-3919 *受付時間：平日10：00～18：00

当社が加入している金融商品取引業協会

当社は、金融商品取引業協会及び対象事業者となっている認定投資者団体には現在加入しておりません。

なお、管轄の財務（支）局で、当社の登録簿を自由にご覧になれます。

ご契約が成立した場合には、金融商品取引法第37条の4の規定に基づく「契約締結時交付書面」をよくお読み頂きますよう、よろしくお願い致します。

以上